

災害時における移送手段に係る車両の確保等に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）と大新東株式会社（以下「乙」という。）とは、浦安市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における乙の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域内で、大規模な災害時の移送手段の確保等に関する甲乙の協力に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 本協定の対象となる大規模な災害は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が浦安市地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に乙の協力を要する場合において、次に掲げる全部又は一部の事項について協力を要請することができる。

- (1) 災害時における傷病人及び職員等の移送手段としての車両確保及び運行
- (2) 前号に掲げるもののほか、乙が協力可能な事項

2 甲は、前項の要請を、様式第1号「移送協力要請書」により行うものとする。ただし、様式第1号をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに様式第1号を提出するものとする。

（業務実施報告）

第4条 乙は、前条の規定による協力業務を完了したときは、様式第2号「業務実施報告書」をもって甲に報告するものとする。ただし、様式第2号をもって報告することが困難な場合は、電話等により報告し、その後速やかに様式第2号を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、第3条第1項の協力を行った際に乙が要した費用について負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の額については、災害発生直前の旅客輸送に係る適正価格を基準とするものとし、甲乙協議して定めるものとする。

(事故等)

第6条 乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該バスを交換してその供給の継続に努めるものとする。

2 乙は、車両の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、バスの運行に際し、乙の責に帰する理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、緊急輸送等の実施により、乙所属の運転手等が死傷し、又は緊急輸送等に使用した車両等が損傷したときは、甲乙協議の上、災害補償等の内容を決定するものとする。

(連絡先等確認)

第9条 甲及び乙は平常時及び災害時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めるものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲及び乙いずれも協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間期間を延長することとし、それ以後についても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年 4月 17日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市

浦安市長 内 田 悦 嗣

乙 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

大新東株式会社

代表取締役 森 下 哲 好